

(B) 30 日以内。一長官が金銭的利益について知るところとなった日から、合衆国法典第 18 編第 208(b)(1)条に言及されている判断書、合衆国法典第 18 編第 208(b)(3)条に言及されている証明書または第(2)(B)項に言及されている特例措置が適用される諮問委員会までの期間が 30 日に満たなかった場合、長官は食品医薬品局のウェブサイトにて、長官がかかる判断書、証明書または特例措置を付与した後、実際的な限り早く、しかしかかるミーティングの日より決して遅くなることなく、サブパラグラフ (A) の (i) および (ii) に記述されている情報 (合衆国法典第 5 編第 552 条、および合衆国法典第 5 編第 552a 条に基づき開示が特例措置されている情報以外) を開示するものとする。

(d) 正式な記録。一長官は、諮問委員会の各ミーティングの正式な記録および筆記録に、サブセクション(c)(3)に基づき必要とされた開示事項 (合衆国法典第 5 編第 552 条、および合衆国法典第 5 編第 552a 条に基づき開示が特例措置されている情報以外) が含まれていることを確実にするものとする。

(e) 年次報告書。一各年の 2 月 1 日までに、長官は、上院の歳出委員会および健康教育労働年金委員会、ならびに、下院の歳出委員会およびエネルギーおよび商業対策委員会に、以下が記述された報告書を提出するものとする—

(1) 前年の 9 月 30 日に終了した年度について、各諮問委員会の空席の数、各委員会から受けた被指名人の数および委員を務める意向を示した被指名人の数；

(2) かかる年度について、各諮問委員会のミーティングごとにサブセクション(c)(3)に基づき求められた開示数の合計、ならびにかかる開示が適用されなかった委員のかかる諮問委員会のかかるミーティングごとの割合；

(3) かかる年度について、サブセクション(c)(3)に基づき、かかるサブセクションのサブパラグラフ (B) の発生により開示が求められた回数、ならびに

(4) 当該年度中に第 (1) 項に基づき報告した空席の数を次の年度以降に減らすため、長官はどのような計画を立てているか、ならびに、食品医薬品局により、学者または医師に分類されている人物を含め、諮問委員会の委員を務める人物の指名を促進するための仕組み。

(f) ガイドンスの定期的な見直し。一最低でも 5 年に 1 度、長官は食品医薬品局の諮問委員会に関連した利益相反の特例措置の判断に関するガイドンスを見直し、必要な場合はかかるガイドンスを改正すものとする。

(b) 準拠のための改正。一連邦食品医薬品化粧品法 (合衆国法典第 21 編第 355(n)条) 第 505(n)条は、以下により改正される

(1) 第 (4) 項の削除；

(2) 第 (5) (6) (7) (8) 項をそれぞれ、第 (4) (5) (6) (7) 項とする。

(c) 発効日。一本セクションに対する改正は、2007 年 10 月 1 日に発効するものとする。

合衆国法典第 21 編第 355(n) 条

(4) パネルの各メンバーは、パネルが取り組む作業に関連してメンバーが有するすべての利益相反を公に開示するものとする。パネルのメンバーまたはかかるメンバーの近親が、長官に対する助言から金銭的な利益を得る可能性がある場合、かかるメンバーはいかなる採決にも参加することはできない。長官は、パネルにとって不可欠な専門知識を供給するために必要である場合、かかる利益相反の公の開示に関する利益相反規則の適用除外を付与することができる。ただし、当該メンバーの自身の科学的業績が関係している場合で長官が当該メンバーに対し適用所帯を付与できない場合はこの限りではない。

パート 2640

合衆国法典第 18 編第 208 条（個人の金銭的利益に影響を及ぼす法律）に関する解釈、適用除外および免除のガイダンス

サブパート A—一般規定

条項

- 第 2640.101 条 目的
 第 2640.102 条 定義
 第 2640.103 条 禁止事項

サブパート B—合衆国法典第 18 編第 208 条(b)(2)項に基づく適用除外

- 第 2640.201 条 ミューチュアル・ファンド、ユニット・インベストメント・トラストおよび従業員福利制度における利益の除外
 第 2640.202 条 有価証券における利益の除外
 第 2640.203 条 その他の除外
 第 2640.204 条 禁止されている金銭的利益
 第 2640.205 条 職員の責任
 第 2640.206 条 既存の政府機関の除外

サブパート C—個別の免除

- 第 2640.301 条 合衆国法典第 18 編第 208 条(b)(1)項に基づき発行される免除
 第 2640.302 条 合衆国法典第 18 編第 208 条(b)(3)項に基づき発行される免除
 第 2640.303 条 免除に関する協議および通知
 第 2640.304 条 政府機関の免除の一般公開

典拠：合衆国法典第 5 編付属書（1978 年公務員倫理法）；合衆国法典第 18 編第 208 条；行政命令第 12674 号；連邦公報第 54 卷 15159 頁以下、連邦規則集第 3 編（1989 年編集）215 頁（行政命令第 12731 号による修正を含む）、連邦公報第 55 卷 42547 頁以下、連邦規則集第 3 編（1990 年編集）306 頁。

出典：特に記述がない限り、1996 年 12 月 18 日付連邦公報第 61 卷 66841 頁以下。

サブパート A—一般規定

第 2640.101 条 目的

合衆国法典第 18 編第 208 条(a)項は、米国の行政機関、米国の独立政府機関もしくはコロン

ピア特別区の職員および役員、または連邦準備銀行の総裁、取締役もしくは職員、または特別政府職員が、当人が金銭的利益を有する特定の事項または当人と親しい特定の人間もしくは組織が金銭的利益を有する特定の事項に公的な立場で参加することを禁じている。当該法令は、個人的な利益が当人の公的な活動に影響を及ぼすのを防止し、政治上のプロセスを、実際のまたは外見上の利益相反から保護することを意図している。しかしながら、金銭的利益の性質および規模、ならびに職員が活動する事項の性質によっては、当該職員の公的な活動に影響を及ぼす可能性がない場合がある。従って、当該法律は、個別の基準または一般規則のどちらかに基づき、特定の場合の資格の喪失条項の免除を許可している。第 208 条(b)(2)項は、政府倫理局長官は、規則により、禁止条項の適用対象である職員の職務の健全性に影響を及ぼすには関連が薄すぎるまたは重要度が低すぎる金銭的利益に対する一般の禁止条項の適用を免除できると定めている。本パートの規則は、こうした金銭的利益を説明するものである。また本パートには、合衆国法典第 18 編第 208 条(b)(1)項または(b)(3)項に基づく個別の免除を発行するにあたり政府機関が考慮すべき要因に関するガイダンスが記述されていると同時に、合衆国法典第 18 編第 208 条(a)項の解釈が記述されている。

第 2640.102 条 定義

本パートにおいてはその目的上：

(a) 分散投資されたとは、ファンド、信託または制度に、いずれかの産業界、事業、米国以外の単一の国、または米国内の単一の州の債券に集中投資するという方針が表示されていないこと、または従業員福利制度の場合、制度の受託者が投資計画を多様化するという方針を明記していることを意味する。

(a) 項の注：本パートにおいてはその目的上、ミューチュアル・ファンドはいずれかの産業界、事業、米国以外の単一の国、または米国内の単一の州に集中投資するという方針がない場合、分散投資されていると見なされる。ミューチュアル・ファンドがこの基準を満たしているかどうかは、当該ファンドの目論見書で確認するか、または当該ファンドの仲介業者または運用者に電話で確認することで判断できる。従業員福利制度は、制度の運用者が資産を多様化するという方針を明記している場合、分散投資されていると見なされる。こうした方針は、制度の説明書に書かれているか、または制度の運用者が発行した説明書に書かれている。ここで重要なのは、本パートの目的上分散投資されているミューチュアル・ファンドまたは従業員福利制度が必ずしも、連邦規則集第 5 編第 2634.310 条(c)項および第 2634.907 条(i)(3)項に従い金銭的利益を報告する目的上除外された投資ファンド (EIF) であるとは限らないということである。ファンドまたは制度の組み入れ資産に影響を及ぼす事項への当人の関与が本パートの適用除外条項により許可されているとしても、当該職員の資産開示報告書においてファンドまたは制度の組み入れ資産を報告しなければならない場合もある。その反対に、ファンドまたは制度の組み入れ資産が職員の資産開示報告書において EIF であると正しく報告されていても、本パートの適用除外条項の適用対象にな

らない場合もある。

(b) 職員とは、米国の行政機関もしくは米国の独立政府機関の役員もしくは職員または連邦準備銀行の総裁、取締役もしくは職員、またはコロンビア特別区の職員もしくは役員を意味する。またこの用語には、合衆国法典第 18 編第 202 条で定義されている特別政府職員も含まれている。

(c) 従業員福利制度とは、1974 年定年退職従業員収入保障法第 3(3)条、合衆国法典第 29 編第 1002(3)条に定義されている通りの、複数の加入者のいる従業員福利制度を意味する。従業員福利制度は、雇用者もしくは従業員組織またはその両方により、加入者に医療、障害、死亡、失業もしくは休暇給付金、研修プログラム、デイケア・センター、奨学金、前納の司法サービス、繰延収益または退職年金を給付するために設定されたまたは維持されている制度、ファンドまたはプログラムである。

(d) 彼、彼の、彼に (を) には、彼女、彼女の、彼女に (を) が含まれる。

(e) ホールディングとは、投資ポートフォリオを意味する。

(f) 独立した受託者とは、制度のスポンサーおよび加入者には属さない受託者、または登録された投資アドバイザーを意味する。

(g) 高等教育機関とは、合衆国法典第 20 編第 1141 条(a)項に定義されている教育機関を意味する。

(h) 発行者とは、有価証券を発行するまたは発行を提案する者、または自身が発行した既発の有価証券を保有している者を意味する。

(i) 長期連邦政府証券とは、米国貯蓄債券を除く、米国財務省が合衆国法典第 31 編第 31 章に従い発行した満期までの期間が 1 年超のボンドまたはノートを意味する。

(j) 地方債とは、州（またはその行政的小区域、または 1 もしくは複数の州が保有する営利企業）またはコロンビア特別区、プエルトリコ、バージン諸島、またはその他の米国の領地の直接的な債務、またはそれらにより元本または利息が保証された債務を意味する。

(k) ミューチュアル・ファンドとは、1940 年投資会社法（修正を含む：合衆国法典第 15 編第 80 条 a-1 項および以下参照）に基づき運用会社として登録された組織を意味する。本パートにおいてはその目的上、ミューチュアル・ファンドという用語には、オープン・エンド型ミューチュアル・ファンド、クローズド・エンド型ミューチュアル・ファンドおよび登録マネー・マーケット・ファンドが含まれる。

(l) 特定の当事者が関与する特定の事項とは、特定の当事者が関与する、訴訟もしくはその他の手続き、申請、裁定もしくはその他の決定の要請、契約、請求、論争、調査、告発、告訴、逮捕またはその他の特定の事項が含まれる。本用語は通常、当該当事者の法的権利に影響を及ぼす特定の手続き、または特定された当事者間の分離可能な取引もしくは関連する一連の取引に関連するものである。

(m) 一般適用性のある特定の事項とは、個別的就特定可能な者の集合の利益に焦点が絞られているが、特定の当事者には関連していない特定の事項を意味する。

(n) 年金制度とは、雇用者もしくは従業員組織またはその両方により、従業員に退職年金を給付するために維持される、または、雇用の終了時までまたはそれを超える時期までの期間にわたり収益を繰り延べる結果をもたらす制度、ファンドまたはプログラムを意味する。

(o) 者とは、個人、法人、会社、協会、事務所、パートナーシップ、社会またはその他の組織もしくは機関を意味する。

(p) 公開されている有価証券とは、本条の (r) 項に定義された有価証券で、かつ以下のものを意味する：

(1) 1934年証券取引法の第12条（合衆国法典第15編第781条）に従って証券取引委員会に登録され、国内のまたは地方の証券取引所に上場されているかまたはナスダックで取引されている有価証券；

(2) 1940年投資会社法第8条（修正を含む、合衆国法典第80条 a-8項）に従い登録された投資会社により発行された有価証券；または

(3) 株式公開企業により1934年証券取引法の第12条（合衆国法典第15編第781条）に従って証券取引委員会に公募として登録され、起債された社債。

(p) 項の注：国の証券取引所には、アメリカン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が含まれる。地方証券取引所には、ボストン、シンシナティ、インターマウンテン（ソルトレークシティ）、ミッドウェスト（シカゴ）、パシフィック（ロサンゼルスおよびサンフランシスコ）、フィラデルフィア（フィラデルフィアおよびマイアミ）、ならびにスポーケン証券取引所が含まれる。

(q) セクター・ミューチュアル・ファンドとは、産業界、事業、米国以外の単一の国、または米国内の単一の州の債券に集中投資しているミューチュアル・ファンドを意味する。

(r) 有価証券とは、普通株式、優先株式、社債、地方債、長期連邦政府証券および合資会社における持ち分を意味する。この用語にはまた、第2640.202条の(e)項および(f)項ならびに第2640.203条(a)項におけるその目的上の「ミューチュアル」ファンドも含まれる。

(s) 短期連邦政府証券とは、米国財務省が合衆国法典第31編第31章に従い発行した満期までの期間が1年以内の証書を意味する。

(t) 特別政府職員とは、合衆国法典第18条第202条(a)項に規定されている行政機関の官吏または職員を意味する。特別政府職員は、フルタイムか断続的のどちらかの勤務形態で、有報酬か無報酬のどちらかにより、連続する365日の期間内に130日を越えない期間で暫定的な職務を遂行するために維持される、指定される、任命されるまたは雇用される職員を意味する。

(u) ユニット・インベストメント・トラストとは、合衆国法典第15編第80条 a-4(2)項で定義された通りの投資会社であり、合衆国法典第26編第851条に基づき規制されている投資会社を意味する。

(v) 米国貯蓄債券とは、米国財務省が合衆国法典第31編第3105条に従い発行した貯蓄債

券を意味する。

[1996年12月18日付け連邦公報第61巻66841頁以下(2002年3月19日付け連邦公報第67巻12445頁以下における修正を含む)、2006年5月16日付け連邦公報第71巻28239頁以下]

第2640条103 禁止

(a)法令上の禁止。合衆国法典第18編第208条(b)(1)-(4)によって許可されていない限り、職員は、本人の知る限りにおいて、本人または法令に定められている他の人間が金銭的利益を有する特定の事項に、その特定の事項がかかる利益に直接的な影響または予測可能な影響を及ぼすと予想されるのであれば、かかる特定の事項に公的な立場で個人的におよび実質的に参加することが、合衆国法典第18編第208条(a)により禁じられている。合衆国法典第18編第208条の制限は、連邦規則集第5編第2635.401条および第2635.402条にさらに詳細に記述されている。

(1)特定の事項。「特定の事項」という用語には、特定の人間または個別的かつ特定可能な類の人間の利益に焦点を絞った審議、決定または活動に関連する唯一の事項が含まれる。またこの用語には、形式上の当事者が関与しない事項が含まれる場合があり、さらに、個別的かつ特定可能な類の人間の狭い利益に焦点を絞った法律または政策決定までに拡大される場合がある。しかしながら、この用語は、多数のかつ多様な人間のグループの利益を目的とする広範囲の政策の選択肢の検討または採用を対象とはしない。本パートで使用される特定の事項には、訴訟もしくはその他の手続き、裁定もしくはその他の決定の申請もしくは要請、契約、請求、論争、告発、告訴または逮捕が含まれる。

例1: 海外民間投資会社がその職員向けに雇用機会均等研修を実施する請負業者を雇用することになった。研修サービス契約の締結は、特定の事項である。

例2: 内国歳入庁(IRS)の高官の配偶者が、その顧客(米国の大手企業)のために、設備の減価償却について定めたIRSの規則について話し合うIRSの職員とのミーティングを要請している。この配偶者には、当該企業から、ミーティングの手配および出席に関連して報酬が支払われることになっている。この配偶者の要請を検討し、ミーティングの開催を決定することは、当該高官の配偶者が金銭的利益を有する特定の事項である。

例3: 農務省により発布された、食肉加工業者にのみ適用される規制は、特定の事項である。

例4: 米国の全雇用主に適用される労働省の安全衛生規則の変更は、特定の事項ではない。規則の変更は、多数のかつ多様な人間のグループの利益を目的とするものである。

例5: 司法省による知能犯罪の捜査および起訴のための追加的な資源の割り当ては、特定の

事項ではない。同様に、1986年税制改革法のような包括的議案の一般的な利益に関する審議は、特定の人間、または個別的かつ特定可能な人間のグループの利益に十分に焦点を絞ったものではなく、特定の事項への参加には該当しない。

例6: 経済成長を維持し安定させるための適切な政策に関する経済諮問委員会の大統領に対する提言は、特定の事項ではない。経済成長政策に関する協議は、多数のかつ多様な人間のグループの利益を目的とするものである。

例7: 米国の同盟国の軍事介入に対する米国の対応策の策定および実施は、特定の事項ではない。対応策に関する包括的な審議、決定および活動は、社会のあらゆる分野の政治的、軍事的、外交的および経済的な利益への配慮に基づいており、特定の個人または企業の利益に焦点を絞っていると言うにはあまりに範囲が広すぎる。しかしながら、特定の個人もしくは企業、または個別的かつ特定可能な類の個人もしくは企業に焦点を絞った活動への配慮がなされた時点で、配慮の対象である事項は特定の事項となる。これには、たとえば、戦争行為が起きている地域の特定の石油汲み取り施設もしくはパイプラインを閉鎖するかどうかに関する議論、または特定の油田もしくはオイルタンカーを奪取するという決定が含まれる。

例8: 広範囲の医療改革のための法案は、特定の人間または個別的かつ特定可能な類の人間の利益に焦点を絞っているのではないため、特定の事項ではない。これは米国のあらゆる人間に影響を及ぼすことを意図している。しかしながら、規制を通じての、処方薬に課すことのできる金額を制限する医療法案の条項の検討および実施は、医薬品会社の利益に焦点が十分に絞られているため、特定の事項となる。

(2) *個人的および実質的な参加*。「個人的に」参加することとは、直接的に参加することを意味する。これには、部下の当該事項への参加を直接および積極的に監視することが含まれる。「実質的に」参加することとは、当該職員の関与がその事項にとって意義のある場合のことである。この場合、たとえ特定の事項の成果が確定的でないとしても、実質的な参加であると言える。しかしながらこれには、単に、職務上の責任、知識、形式的な関与または管理上のもしくは重要でない問題への関与にとどまらないものが必要となる。実質的であるかどうかは、事項に尽力していることのみならず、かかる尽力の重要性にも基づいて判断しなければならない。重要でない関与の連続が非実質的でない場合がある一方で、重要なステップの承認またはそれへの参加という単独の行為が実質的である場合がある。たとえば、職員が特定の事項に、決定、承認、不承認、提案、調査または助言の提供を通じて参加した場合、個人的および実質的な参加であると判断できる場合がある。

(a)(2)項の例 1: 政府機関の施行局がある大手企業のマーケティング慣行に関する不正の申

し立てについて調査している。施行局は、調査に従事させるための新規職員を雇用できるかどうかを判断するために、当該政府機関の雇用枠の上限に関する情報を提供するように、この政府機関の専門家職員の一人に求めた。この人事担当職員は、調査の対象である企業の株式を 20,000 ドル相当分保有している。当該職員は、当該事項（調査およびそれを受けた法執行手続きの可能性）に関し、資格喪失に該当する金銭的利益を保有しているのではない。なぜなら、当該職員の関与は周辺的な人事問題に関してであり、それに関与することが法令に定義されているように「実質的」であるとは見なされないからである。

(3) 直接的および予測可能な影響。(i) 特定の事項が金銭的利益に「直接的な」影響を及ぼすと予想されるのは、当該事項においてとられる決断または行動との間に密接な因果関係があり、かつ、当該金銭的利益に対して当該事項による何らかの予測された影響がある場合である。この場合、たとえその影響が即座に現われない場合でも、影響は直接的であると言える。しかしながら、因果の連鎖が弱い、または推測的である事象もしくは当該事項とは別の無関連の事象の発生次第である場合、特定の事項は金銭的利益に直接の影響を及ぼすことはないと言われる。経済全般に対する影響の結果としてのみ金銭的利益に影響を及ぼす特定の事項は、本パートにおいてはその目的上、直接の影響を及ぼすとは言わない。

(ii) 特定の事項が「予測可能な」影響を及ぼすと予想されるのは、当該事項が金銭的利益に影響を及ぼすという、推測的とは対照的な現実の可能性がある場合である。しかしながら、損益の程度を知る必要はなく、損益の金額は重要ではない。

例 1：数社の大手企業を被告とする事件を捜査中の司法省の検事がいる。司法省が勝訴した場合、被告は政府との数件の請負契約に基づき適切に業務を遂行しなかったことに対し、連邦政府に賠償金の支払いを求められる可能性がある。当該検事の配偶者は、被告企業の 1 社に勤務する会社員であり、当該契約とは何の関係もない部門で働いている。当該配偶者は、会社の収益性と連動するボーナス制度や福利制度には加入していない。また、会社の株式も保有していない。当該配偶者が勤務を続けられるかどうか、または現行の給与水準を維持できるかどうか、さらにはまた、当該企業が当該配偶者に影響を及ぼすような再編を実施するかどうか、この事件が直接的かつ予測可能な影響を及ぼすという証拠は何もない。従って、当該検事はこの事項において、資格の喪失に該当する金銭的利益を有していないということになる。しかしながら、当該検事は、本章の第 2635.502 条の要件に基づき、自分がこの事件の捜査を続けた場合、その公平性が疑問視されるかどうかについて検討しなければならない。

例 2：一流大学での研究者としての勤務を本業とする特別政府職員 (SGE) が、不整脈を管理するための新しい医療器具の安全性および有効性を評価する諮問委員会の委員に指名された。当該機器は、アルファ・メディカル社で開発されたものであり、同社は当該 SGE の

大学と、腎臓透析に関連する別の医療機器の開発を支援する契約を結んでいる。この諮問委員会の審査対象である医療機器に関する判断が、今後、アルファ・メディカル社の同大学との腎臓透析機器を開発する契約に影響を及ぼすという証拠はない。当該SGEは、諮問委員会の審議に参加することができる。この審議が、当該研究者またはその雇用者の金銭的利益に直接的かつ予測可能な影響をおよぼすとは考えられないからである。

例3：例2の研究者が今度は、アルファ・メディカル社が当該研究者の大学との契約に基づき開発した新しい腎臓透析機器の予備的評価を実施するために召集される諮問委員会の委員を務めるように依頼された。アルファ社の同大学との契約では、大学がこの機器の追加検査を実施して、当該委員会の審査で提起された問題に対処することになっている。当該委員会の判断は、同大学の金銭的利益に直接的かつ予測可能な影響を及ぼすと予想される。

例4：環境保護庁（EPA）のある技術者は以前、ウェスト・マネジメント社に勤務していた。同社は有害廃棄物の処理に関する環境保護庁の規制を受けている。ウェスト・マネジメント社は大手企業であり、有害廃棄物処理による利益は、同社の全体の利益の5%に満たない。当該技術者はウェスト・マネジメント社が出資する従業員年金給付制度に既得権益を有しており、62歳から毎月500ドルの年金の受け取りが保証されている。環境保護庁の職員として、当該技術者はウェスト・マネジメント社の同庁の有害廃棄物処理規制の遵守を評価する職務に任じられた。当該技術者の監視活動が、ウェスト・マネジメント社の、当該技術者が62歳になった時から受け取ることになっている年金給付金の支払いに関する能力または意思に影響を及ぼすという証拠はない。従って、環境保護庁の監視活動が当該職員のウェスト・マネジメント社の年金における金銭的利益に直接的かつ予測可能な影響を及ぼすとは考えられない。しかしながら、当該技術者は、本章の第2635.502条の要件に基づき、ウェスト・マネジメント社が当事者であるこの事項に自分が関与した場合、合理的な者がその公平性を疑問視するかどうかについて検討しなければならない。

(b) 資格の喪失に該当する金銭的利益。合衆国法典第18編第208条(a)項および本パートにおいてはその目的上、金銭的利益とは、特定の事項に対する政府の行為の結果として生じる職員または第208条に規定されたその他の者にとっての利益または損失を意味している。資格の喪失に該当する金銭的利益は、株式、債券、ミューチュアル・ファンドまたは不動産のような、特定の金融商品または投資の所有に伴って生じる場合がある。さらに、資格の喪失に該当する金銭的利益は、給与、債務、仕事の依頼、または当該事項の影響を受ける可能性のある同様の利益に伴い生じる場合もある。

例1：内務省の職員が、ミネソタ州が発行した交通債を保有している。同債の発行代わり金は、州の高速道路の改修資金に使用されることになっている。当該職員は公務として、ミネソタ州の野生生物保護区を支援するための助成金の申請を評価している。当該職員の交通債の保有により、ミネソタ州の野生生物基金の申請において資格喪失に該当する金銭的

利益が発生することはない。なぜなら、助成金の申請が許可されるか却下されるかが、どのような形であれ交通債の現在価値に影響を及ぼすことはなく、また、同債が満期になった時に債券を償還してその債務を返済する同州の能力または意思に直接的かつ予測可能な影響を有することもないからである。

例2：ニューメキシコ州の連邦政府の土地に隣接した未開発の土地を所有している土地管理局の職員がいる。この連邦政府の土地の一部が、同局により調査および開発のため炭鉱会社に賃貸されることになった。これにより、当該職員の所有する土地を含め、周辺の私有地の価値の上昇が見込まれる。当該職員は、炭鉱会社に対する連邦政府の土地の賃貸に金銭的利益を保有している。従って、合衆国法典第18編第208条(b)(1)項に基づく個別の基準による免除を付与されない限り、賃貸に関連する土地管理局の案件に関与することはできない。

例3：新しい関節炎の治療薬の安全性および有効性を調査する諮問委員会の委員である特別政府職員は、関節炎治療専門の開業医である。委員会により調査されている治療薬は、関節炎の現在の治療薬の低価格の代替品になる可能性がある。この治療薬が最終的に承認された場合、当該開業医は低価格の治療薬を処方できるようになる。当該開業医は、この治療薬を開発した企業の株を保有しておらず、何らかのポストを得ていることもなければ、事業上の取引があるわけでもない。さらに、廉価な関節炎の治療薬を使用できるようになることで、当該開業医の本業の売上高および利益が増加するという見込みがあるわけでもない。従って、当該開業医は、この諮問委員会の行為に関しては資格喪失に該当する金銭的利益を保有していないということになる。

(c) *他者の利害関係*。以下の者の金銭的利益は、それらが本人自身の利害関係であるのと同程度まで、職員の資格の喪失に作用すると予想される：

- (1) 当該職員の配偶者；
- (2) 当該職員の未成年の子；
- (3) 当該職員のゼネラル・パートナー；
- (4) 当該職員が役員、取締役、受託者、ゼネラル・パートナーまたは従業員として務める組織または企業；ならびに
- (5) 当該職員が今後の就職先として交渉中または雇用契約を締結中の者。

例1：消費者製品安全委員会（CPSC）の職員には未成年の子が2人いる。この2人は、ある小型電化製品の製造会社の株式をその祖父母から相続して保有している。第2640.202条に基づく適用除外条項が適用されるか、または合衆国法典第18編第208条(b)(1)項に基づく免除が付与されない限り、当該職員は、この製造会社に欠陥商品を市場から回収するように要請するCPSPの手続きに関与することはできない。

例2：住宅・都市開発省（HUD）に新規に任命された職員は、以前の仕事仲間3名と共に、

旅行代理店を所有するパートナーシップのゼネラル・パートナーになっている。当該職員の3名のゼネラル・パートナーは、HUDが助成金を支給する公営住宅を保有する別のパートナーシップのパートナーでもあることを当該職員は知っている。合衆国法典第18編第208条(b)(1)項に基づく免除を受けて活動する許可を取得しない限り、当該職員は、そのゼネラル・パートナーが所有する、HUDの助成金を受けている公営住宅に関連する特定の事項に関与する資格を自ら喪失しなければならない。

例3：保健社会福祉省（HHS）の職員の配偶者は、各種大学に、HHSからの助成金に基づき実施されている研究プロジェクトに関する支援サービスを提供するコンサルティング会社で働いている。当該配偶者は、この会社に勤務する有給の会社員であり、同社の株式保有を通じてのような直接的な所有権は保有していない。また、特定の大学に対する助成金の支給が、当該配偶者の雇用の継続または給与に直接的かつ予測可能な影響を及ぼすことはない。助成金の支給が当該配偶者の金銭的利益に影響を及ぼすことはないと思われるため、前述のコンサルティング会社がサービスを提供する大学への助成金の支給にこのHHSの職員が関与することが、第208条により禁じられることはない。しかしながら当該職員は、助成金の支給に関与することが、連邦規則集第5編第2635.502条、行政機関職員の倫理行動基準に定められた公平性に関する条項に基づき禁じられるかどうかを検討しなければならない。

(d) 資格の喪失。本パートのサブパートBまたはサブパートCに記述された免除または適用除外によって特定の事項への関与が許可されていない限り、または、その利益が本条の

(e) 項に従って処分されていない限り、特定の事項がその利益に直接的および予測可能な影響を及ぼすのであれば、職員は、本人の知る限りにおいて、本人または法令に規定された他の者が金銭的利益を有する特定の事項に関与する資格を自ら喪失するものとする。資格の喪失は、特定の事項に参加しないことで遂行される。

(1) 届出。自身に任じられた特定の事項に関与する資格を自ら喪失する必要があることを認識した職員は、その任命の責任者に届け出なければならない。自身がその任命の責任者である場合には、資格を喪失した当該事項に自身が参加しないことを確実にするために必要なあらゆる手段をとらなければならない。当該職員またはその上司は、当該職員の資格喪失に関する適切な通知を口頭または書面で共働者に行い、当該職員が資格を喪失した事項に確実に関与しないようにする。

(2) 文書化。職員は、本章のパート2634により政府倫理局との倫理契約を遵守しているという書面による証拠を提出することを求められない限り、所属機関の倫理担当もしくは本人の任命責任者から資格喪失についての説明書の提出を求められない限り、または連邦規則集第5編第26.5.105条に従い発行された政府機関の付則によりそうすることを求められない限り、資格喪失についての説明書を提出する必要はない。しかしながら職員は、書面による届出を上司またはその他の適切な関係者に提出することにより、自身の行動の記

録を作成しておくことができる。

例1：教育省の職員が上司から、中等学校の科学教育についての国の基準策定に関するミーティングにその上司の代理として出席するように依頼された。当該職員は、ミーティングの出席者の一人が教育コンサルティング・アソシエーツ（ECA）の社長であることに、ミーティング会場に到着してから気づいた。教育省は、科学教育基準に関する同省の方針を記述した広報の作成について、同社と契約を締結していた。当該職員の配偶者は、その広報で使用されるグラフィクスおよび図表を提供する下請け契約をECAと結んでいた。職員は、ミーティングでその広報の作成に関連する事柄が話し合われると気づいたため、協議に関与する資格を自ら喪失しなければならないと適切な判断をした。ミーティングから退出した後、当該職員は上司に資格喪失の理由を届け出なければならない。この場合当該職員は、資格喪失に関する説明書を作成してもよく、上司に口頭で簡単に報告してもよい。また、この事項に関する資格喪失の必要性を適切な同僚に知らせておこうと考えることもできる。

(e) *資格の喪失に該当する金銭的利益の処分*。特定の事項に関与する資格の喪失の原因となる資産またはその他の利益の売却またはその他の処分が行われた場合、当該職員が当該事項において活動することが禁じられることはもはやない。

(1) *自発的な処分*。処分しなければ特定の事項への参加の資格を喪失することになる職員は、その資格喪失の原因である利益を自発的に売却または自ら放棄することができる。

(2) *命じられた処分*。職員がかかる利益を保有し続けることが、法律もしくは本章の第2635.403条(a)項に基づく政府機関の付則によって禁じられている場合、または政府機関が本章の第2635.403条(b)項に従い、その金銭的利益と職員の職務もしくは当該機関の使命遂行との間に多大な利益相反が存在すると判断した場合、職員は、資格喪失に該当する金銭的利益の売却または自らによる放棄を求められる場合がある。

(3) *税制上の特別措置の適用を受ける資格*。利益の処分を命じられた職員は、本章のパート2634サブパートJに基づき、税務上の影響を遅らせる措置の適用が受けられる。処分に関する証明を取得する前に処分した職員には、この税制上の特別措置の適用を受ける資格が与えられない。

(f) *利益相反の可能性を生じさせる原因になる公務*。職員の公務により、当該職員が参加資格を喪失している特定の事項を任じられる多大な可能性が生じる場合、当該職員は上司または自身の任命に責任を有するその他の者にその可能性について報告し、当該機関のニーズに沿った形で、利益相反が生じる職務を回避しなければならない。

[1996年12月18日付連邦公報第61巻66841頁以下（2002年3月19日付連邦公報第67巻12445頁以下における修正を含む）]

サブパート B—合衆国法典第 18 編 208 条(b)(2)項に基づく適用除外

第 2640.201 条 ミューチュアル・ファンド、ユニット・インベストメント・トラストおよび従業員福利制度における利益の除外

(a) 分散投資されたミューチュアル・ファンドおよびユニット・インベストメント・トラスト。分散投資されたミューチュアル・ファンドまたは分散投資されたユニット・インベストメント・トラストにおける利益の保有のために資格喪失に該当する金銭的利益が発生する場合、職員は、そのファンドまたはトラストの 1 または複数の投資ポートフォリオに影響を及ぼす特定の事項に関与することができる。

(a) 項の例 1: ある職員は、いくつかのミューチュアル・ファンドに組み込まれた 100,000 万ドル相当の株式を保有している。このポートフォリオには、ある小さなコンピューター会社の株式が組み込まれている。それぞれのミューチュアル・ファンドの目論見書では、当ファンドが「運営会社」であると説明されているが、いずれかの特定の産業、事業、単一の国（米国以外）または単一の州の債券に集中投資する方針を有しているとは特徴付けられていない。当該職員は、このコンピューター会社に影響を及ぼす政府機関の事項に関与することができる。

(a) 項の例 2: 管理職でないエネルギー省の職員が、75,000 ドル相当の株式を保有している。この株式はミューチュアル・ファンドに組み込まれているものであり、このミューチュアル・ファンドの投資ポートフォリオは公益企業の株式に集中投資すると明示されている。当該職員は、本条 (a) 項の適用除外を根拠にその株式がミューチュアル・ファンドのポートフォリオの一部に組み込まれた公益企業に影響を及ぼす事項に関与することはできない。なぜなら、このファンドは第 2640.102 条(a)項に定義されている分散投資されたファンドではないからである。しかしながら当該職員は、合衆国法典第 18 編 208 条(b)(1)項に基づく個別の免除により関与する許可を求めることができる。

(b) セクター・ミューチュアル・ファンド (1) 職員の特定の事項における資格喪失に該当する金銭的利益がセクター・ミューチュアル・ファンドにおける利益の保有のために発生する場合、特定の事項が影響を及ぼす当該ファンドの投資ポートフォリオが、当該ファンドが集中投資するセクターには投資していないのであれば、当該職員は、そのファンドの 1 または複数の投資ポートフォリオに影響を及ぼす特定の事項に関与することができる。

(2) (i) 職員の特定の事項における資格喪失に該当する金銭的利益がセクター・ミューチュアル・ファンドの利益の保有のために発生する場合、すべてのセクター・ファンドにおいて有する利益の市場価値の合計が 50,000 ドルを超えないのであれば、職員は、そのファンドの 1 または複数の投資ポートフォリオに影響を及ぼす特定の事項に関与することが

きる。

(ii) 本条の(b)(2)(i)項の免除最低限度額の 50,000 ドルを計算する場合、職員は、当人が資格喪失に該当する利益を保有しているセクター・ミューチュアル・ファンドすべての市場価値と、特定の事項による影響を受ける可能性のある 1 または複数の投資ポートフォリオを保有する同じセクターに集中投資するセクター・ミューチュアル・ファンドすべての市場価値とを合計しなければならない。

(b) 項の例 1：連邦準備銀行の職員が、先の例で説明されたミューチュアル・ファンドにおいて株式を所有している。公益企業の投資ポートフォリオに加え、当該ミューチュアル・ファンドには特定の地方銀行および銀行持ち株会社の株式が組み込まれているおり、この金銭的利益が、当該連邦準備銀行職員が関与する調査による影響を受けると予想される。当該調査により影響を受ける銀行は、当該ファンドが集中投資するセクターとは無関係であるため、当該職員が調査に関与する資格を喪失することはない。

(b) 項の例 2：保健社会福祉省公衆衛生局の健康科学者行政官が、メディケアの償還方法の変更を医療機関に提言する全省的な作業チームに加わるように命じられた。当該職員は、製薬会社、医療機器製造会社、マネージド・ケア医療組織、救急病院のような医療関連企業に主として投資するセクター・ミューチュアル・ファンド、XYZ ヘルス・サービス・ファンドに 35,000 ドル相当を投資している。当該健康科学者行政官は、この提言に関与することができる。

(b) 項の例 3：例 2 の職員の配偶者は、ABC スペシャライズド・ポートフォリオ：ヘルスケアに 40,000 ドル相当を投資している。これもまた、医療関連企業に集中投資するセクター・ミューチュアル・ファンドである。どちらのファンドも同じセクターに的を絞っており、どちらも特定の事項から影響を受ける可能性のある投資ポートフォリオを組み入れている。2 つのファンドの合計価値が 50,000 ドルを超えるため、当該職員は適用除外の対象にはならない。

(c) 従業員福利制度。職員は、以下に関与することができる：

(1) 従業員福利制度の 1 または複数の投資ポートフォリオに影響を及ぼす特定の事項。ただし、当該事項における資格喪失に該当する金銭的利益が以下への加入により生じる場合：

(i) 合衆国法典第 5 編第 8437 条に記述されている連邦政府職員貯蓄制度；

(ii) 州政府または州政府職員のための政治的下部組織により設定されるまたは維持される年金制度；

または (iii) 分散投資された従業員福利制度、ただし以下を条件とするもの：

(A) 制度の投資が独立した受託者より管理されており、かつ、職員または第 208 条(a)項で定められたその他の者が、当該制度の投資銘柄の選択に関与したり、特定の計画投資を指定したりしない場合（拠出金が、株式、債券またミューチュアル・ファンドのようにいく

つかの異なる投資カテゴリーに分類されるように指示されており、制度の加入者がそれを利用できる場合を除く)

(B) 制度が利益配分制度または株式賞与制度でない場合。

(c)(1)項の注:合衆国法典第 26 編第 401 条(k)項に基づき税金が繰り延べられる従業員福利制度は、本条においてはその目的上、利益配分制度とはみなされない。しかしながら、401(k)プランに除外が適用されるためには、本条の(c)(1)(iii)(A)項の要件を満たしていなければならない。

(2) 本条の(c)(1)(ii)項に記述されている州または地方政府の年金制度の州または地方政府の出資者に影響を及ぼす規則制定作業のような一般適用性のある特定の事項で、かかる特定の事項に関与する資格の喪失に該当する金銭的利益が当該制度への加入のために発生する場合。

例 1:ある弁護士が、法律事務所を退職し、司法省に職を得た。当該職員は、法律事務所に勤務していたために 401(k)プランにおける金銭的利益を有している。この 401(k)プランの資産は、独立した財務管理会社が銘柄選択した株式に主として投資されている。当該職員はまた、同事務所により維持されている確定拠出型年金にも加入している。この年金の資産は株式、債券および金融商品である。この年金制度は独立した受託者により運用されている。この年金制度の運用会社が分散投資という計画投資の方針を書面により発行している場合、当該職員は、年金の投資ポートフォリオに影響を及ぼす事項に関与することができる。さらに、401(k)プランの投資銘柄を選択する個別の財務管理会社が同プランの資産を分散投資するという方針を書面により発行している場合、当該職員はその 401(k)プランの投資ポートフォリオに影響を及ぼす事項にも関与することができる。合衆国法典第 26 編第 401 条(k)項に基づき税金が繰り延べされる従業員福利制度は、本パートにおいてはその目的上、利益配分制度または株式賞与制度とはみなされない。

例 2:以前はニューヨーク州の職員だった農務省のある職員は、ニューヨーク州が州の職員のために設定した年金制度における既得権益を保有している。当該職員は、年金制度のポートフォリオに組み込まれている株式の企業に影響を及ぼす可能性のある農務省の事項に関与することができる。また、フード・スタンプ・プログラムを実施するために各州に追加的な支出を求める規則の草稿策定および発布のような、ニューヨーク州を含むすべての州に影響を及ぼす一般適用性のある事項にも関与することができる。しかし当該職員は、ニューヨーク州による行政支援サービスのための連邦政府の追加予算支出の申請のように、ニューヨーク州を当事者とする事項には、当該事項が当該職員の年金の給付金を支払う義務を遂行する同州の能力または意思に影響を及ぼす可能性があるとするれば、合衆国法典第

18 編 208 条(b)(1)項に基づく個別の免除を取得しない限り、関与することはできない

(d) ミューチュアル・ファンドおよびユニット・インベストメント・トラストに影響を及ぼす事項。本条の (a) 項および (b) 項で認められているミューチュアル・ファンドおよびユニット・インベストメント・トラストの投資ポートフォリオに影響を及ぼす特定の事項に加え、職員の資格喪失に該当する金銭的利益がミューチュアル・ファンドおよびユニット・インベストメント・トラストにおける利益の保有のために発生する場合、当該職員は、ミューチュアル・ファンドおよびユニット・インベストメント・トラストに影響を及ぼす一般適用性のある事項には関与することができる。

[1996 年 12 月 18 日付連邦公報第 61 卷 66841 頁以下；1997 年 1 月 9 日付連邦公報第 62 卷 1361 頁以下（2002 年 3 月 19 日付連邦公報第 67 卷 12445 頁以下；2005 年 11 月 14 日付連邦公報第 70 卷 69043 頁以下における修正を含む）]

第 2640.202 条 有価証券における利益の除外

(a) 当事者が関与する事項に関して適用除外が認められる最低限度額。職員の資格喪失に該当する金銭的利益が、当該職員、その配偶者または未成年の子の、その事項による影響を受ける 1 または複数の企業により発行された有価証券の保有のために発生する場合、以下であれば、当該職員は、特定の当事者が関与する特定の事項に参加することができる：

(1) 当該有価証券が、公開されている有価証券であるか、長期連邦政府証券であるか、または地方債である場合：かつ

(2) すべての企業の有価証券における職員、その配偶者および未成年の子の投資ポートフォリオの市場価値の合計が、15,000 ドルを超えない場合。

(a) 項の例 1：ある職員は、XYZ 社の 3,000 ドル相当の公開株式 100 株を保有している。当該職員は公務の一環として、自分が勤める政府機関のコンピューターの保守サービスの実施に関する入札を審査しているが、XYZ 社が入札に応じた企業の 1 社であることを知る。当該職員がこの入札審査への関与を中断する必要はない。

(a) 項の例 2：例 1 において、当該職員およびその配偶者は XYZ 社の株式を 8,000 ドルずつ保有していたため、当該職員と配偶者は合わせて 16,000 ドル相当の株式を保有していることになった。本条 (a) 項の適用除外により当該職員の入札の審査への関与が認められることはない。なぜなら、当人、その配偶者および未成年の子の XYZ 社における投資ポートフォリオの市場価値の合計が 15,000 ドルを超えているからである。しかしながら当該職員は、入札の審査に関与するために、合衆国法典第 18 編第 208 条(b)(1)項に基づく個別の免除を求めることができる。

(a) 項の例 3：職員が、その政府機関にコンピューターの保守サービスを提供するという

XYZ社の契約の履行を監視するように命じられた。当該職員はXYZ社の公開株式を保有していたが、最初にその職務に任じられた時点では、その価値は15,000ドルを下回っていた。しかし、契約が履行された時点で、当該職員の株式の価値は17,500ドルに増加した。当該職員は、自分が保有する株式の価値が15,000ドルを超えたことを知った時点で、XYZ社に影響を及ぼす事項にこれ以上関与する資格を自ら喪失するか、または合衆国法典第18編第208条(b)(1)項に基づく個別の免除を求めなければならない。またはその代わりに、当該職員はXYZ社の株式の15,000ドルを超えた部分を処分することもできる。この場合、株式の価値が15,000ドルを超えたらその部分を売却するように証券会社にスタンディング・オーダーを出しておくことで遂行が可能である。

(b) **非当事者に影響を及ぼす事項に関して適用除外が認められる最低限度額** 職員の資格喪失に該当する金銭的利益が、当該職員、その配偶者または未成年の子の、その事項の当事者ではないが当該事項による影響を受ける 1 または複数の企業により発行された有価証券の保有のために発生する場合、以下であれば、当該職員は、特定の当事者が関与する特定の事項に参加することができる：

(1) 当該有価証券が、公開されている有価証券であるか、長期連邦政府証券であるか、または地方債である場合：かつ

(2) 影響を受けるすべての企業の有価証券（本条(a)項に基づき適用除外となる有価証券を含む）における職員、その配偶者および未成年の子の投資ポートフォリオの市場価値の合計が、25,000ドルを超えない場合。

(b) 項の例 1：食品医薬品局の諮問委員会が、アルファ・ドラッグ社から新しい肺がん治療薬の新薬申請審査を依頼されている。この諮問委員会の委員の中に、メガ・ドラッグ社の20,000ドル相当の株式を保有している委員がいる。メガ・ドラッグ社は、唯一類似の肺がん治療薬を販売している製薬会社である。新薬が承認された場合、アルファ・ドラッグ社の治療薬は、メガ・ドラッグ社が販売する医薬品と直接競合することになり、同社の肺がん治療薬の売上高の減少につながる。当該委員はこの新薬の審査に参加することができる。

(c) **一般適用性のある事項に関して適用除外が認められる最低限度額** (1) 職員の資格喪失に該当する金銭的利益が、当該職員、その配偶者または未成年の子の、その事項による影響を受ける 1 または複数の企業により発行された有価証券の保有のために発生する場合、以下であれば、当該職員は規則制定作業のような一般適用性のある特定の事項に参加することができる：

(i) 当該有価証券が、公開されている有価証券または地方債であり、その市場価値が以下である場合：

(A) かかる企業のいずれにおいても1社について25,000ドルを超えない；かつ

(B) 影響を受ける企業の合計で50,000ドルを超えない；または

(ii) 当該有価証券が長期連邦政府証券で、その市場価値が50,000ドルを超えない場合。

(2) 本(b)項においてはその目的上、除外条項を適用するにあたり、職員、その配偶者および未成年の子が保有する有価証券の価値を合計しなければならない。

(c) 項の例1：商務省輸出管理局は、携帯用コンピューターの輸出に関連する規定を策定するプロセスに入っている。この規定は、携帯用コンピューターを販売する国内のすべての企業に影響を及ぼすと予想される。規定の草稿作りを支援している同省の職員は、17,000ドル相当のコンプアメリカ社の株式と20,000ドル相当のXYZコンピューター社の株式を保有している。当該職員はこの規定による影響を受けると予想される企業の株式を37,000ドル相当保有していることになるが、それでも当該職員は規定の草稿作りに関与することができる。なぜなら、当該職員が保有する有価証券は、1社について25,000ドルを超えておらず、かつ、当該職員が保有する影響を受ける企業の株式価値の合計が50,000ドルを超えていないからである。

(d) 特定の連邦政府証券に関する適用除外。職員の資格喪失に該当する金銭的利益が、当該職員、その配偶者または未成年の子の、短期連邦政府証券の保有または米国貯蓄債券の保有のために発生する場合、当該職員は特定の事項に参加することができる。

(e) 非課税組織における利害関係に関する適用除外。職員の資格喪失に該当する金銭的利益が、当該職員が無報酬の役員、取締役もしくは受託者または従業員を務める、合衆国法典第26編501条(c)(3)項または(4)項に基づく非課税組織による公開有価証券、地方債または長期連邦政府証券の保有のために発生する場合で、かつ以下であれば、当該職員は特定の事項に参加することができる：

(1) 当該事項による影響を受けるのはその組織の投資のみで、組織が直接の影響を受けるのではない；

(2) 当該職員は、株式、債券、ミューチュアル・ファンドのように、いくつかの異なる投資カテゴリーに投資するという決定への参加を除き、組織の投資の意思決定に何の役割も果たしていない；かつ、

(3) 日常的な取引関係から生じる以外にその組織が有する発行者との関係は、投資家だという関係のみである場合。

例1：連邦準備銀行のある職員は、内国歳入法第501条(c)(3)項に基づく非課税の環境保護団体である全米樹木救済協会(NAST)の理事を務めている。当該職員は、NASTが寄付基金を有しており、その一部がコンピューター・インクの公開株式に投資されていることを知っている。当該職員の連邦準備銀行での地位は、コンピューターのソフトウェアの調達

に関連しており、それにはコンピューター・インクが販売するソフトウェアも含まれている。当該職員はコンピューター・インクからのソフトウェアの調達に関与することができるが、これには当該職員は NAST の投資銘柄選定に関与しておらず、かつ、NAST は、投資家としておよび日常業務に関連してのソフトウェアの購入者として以外、コンピューター・インクとの関係は一切ないということが条件になる。

(f) ゼネラル・パートナーの特定の利害関係に関する適用除外。職員の資格喪失に該当する金銭的利益が以下のために発生するのである場合、当該職員は特定の事項に関与することができる：

(1) 当該職員のゼネラル・パートナーによる公開されている有価証券、長期連邦政府証券、または地方債の所有、ただし以下を条件とする：

(i) 有価証券の所有権が、当該職員とそのゼネラル・パートナーとの間のパートナーシップに関連するものでなく、かつ

(ii) 有価証券の価値が 200,000 ドルを超えないこと；または

(2) 当該職員のゼネラル・パートナーに対する関係が、少なくとも 100 のリミテッド・パートナーを有するパートナーシップの中のリミテッド・パートナーとしてである場合の、そのゼネラル・パートナーの利害関係。

例 1：商業用不動産を所有するパートナーシップのゼネラル・パートナーになっている運輸省の職員がいる。当該職員は、そのパートナーの一人が 100,000 ドル相当の航空会社の株式を所有していることを知っている。株式は、パートナーシップによる商業用不動産の購入のために担保として提供されているからである。合衆国法典第 18 編 208 条(b)(1)項に基づく個別の免除が適用されない場合、当該職員はこの航空会社に影響を及ぼす事項に関与することはできない。なぜなら当該株式は担保として提供されているため、有価証券の所有権は当該職員とそのゼネラル・パートナーとの間のパートナーシップに関連したものになるからである。

例 2：年金給付保証公社 (PBGC) のある職員は、アムバンク・パートナーズにおけるリミテッド・パートナーシップの利益を保有している。アムバンク・パートナーズは、500 を超えるリミテッド・パートナーで構成される大規模なパートナーシップであり、その資産はさまざまな金融機関の有価証券に投資されている。アムバンクのゼネラル・パートナーは投資会社のキャピタル・インベストメント・サービスで、同社の従業員のための年金制度は未積み立て債務の可能性について PBGC の審査を受けている。当該職員のゼネラル・パートナー (キャピタル・インベストメント・サービス) は PBGC の年金制度に関する審査において金銭的利益を有しているが、当該職員はその審査に関与することができる。なぜなら、当該職員のそのゼネラル・パートナーとの関係は、少なくとも 100 のリミテッド・パートナーを有するパートナーシップにおけるリミテッド・パートナーとしての関係